

令和 5 年度

第 9 回加東市農業委員会総会（定例会）議事録

1. 開催日時 令和 5 年 12 月 20 日（水）午後 3 時 00 分～午後 4 時 45 分
2. 開催場所 加東市役所 3 階 301・302 会議室
3. 出席職員 事務局長 土肥 彰浩 事務局次長 藤本 弘子
主事 西角 洋人 主事 川邊 錬
4. 出席委員 2) 柴崎 彰孝 3) 國井 久明 4) 大橋 徹 5) 谷口 高史
6) 長谷川 均 7) 内藤 秀幸 8) 南 和夫 9) 太田 隆之
10) 森本 善明 12) 岩崎 一彦 14) 中山 喜作 15) 岸本 光
5. 欠席委員 1) 井上 弘 13) 臼井 正
6. 議事録署名委員 14) 中山 喜作 15) 岸本 光
7. 現地確認 15) 岸本 光
(7) 西嶋 芳幸 (8) 神田 俊平 (9) 藤川 和義
8. 会議に附したる議案等
 - 1) 開 会
 - 2) 会長挨拶
 - 3) 議事録署名委員の指名
 - 4) 議 事

第 45 号議案	農地法第 3 条の規定による許可について	5 件
第 46 号議案	農地法第 5 条の規定による許可について	3 件
第 47 号議案	非農地証明願いの承認について	3 件
第 48 号議案	農地法施行規則第 29 条（200 m ² 未満）の規定による確認について	2 件
第 49 号議案	「加東市農業振興地域整備計画」の変更（一般管理）に関する意見について	8 件
第 50 号議案	農用地利用集積計画の決定について	32 件
 - 5) 報 告

報告第 17 号	市街化区域内の農地法第 5 条の届出について	2 件
報告第 18 号	農地の貸借の合意解約通知について	17 件
 - 6) そ の 他
 - 7) 閉 会

局 長	ただいまから、令和5年度第9回加東市農業委員会総会12月定例会を開催いたします。 本日の出席委員は15名の内、13名で過半数に達しており、加東市農業委員会総会会議規則第9条の規定によりこの会議が成立しましたことを報告いたします。 なお、1番の井上委員と13番の臼井委員につきましては事前に欠席の連絡がありましたのでご報告します。 本日出席の農地利用最適化推進委員は、西嶋委員、神田委員、藤川委員でございます。 それでは、開会にあたりまして國井会長よりご挨拶を申し上げます。
会 長	～会長挨拶～
議 長	それではただいまから、令和5年度第9回総会12月定例会を開催いたします。 本日の現地調査をしていただきました、岸本委員さん、西嶋推進委員さん、神田推進委員さん、藤川推進委員さんありがとうございました。のちほど報告をよろしくお願いいたします。 本日の議事録署名委員に14番の中山委員さんと15番の岸本委員さんを指名します。 それでは、議案の審議に入ります。 第45号議案「農地法第3条の規定による許可について」を議題とします。議案の朗読をお願いします。
事務局	～第45号議案を朗読～
議 長	続いて、内容説明をお願いします。
事務局	番号1、譲渡人は高齢になり農業経営を廃止するにあたり、近隣で耕作している譲受人へ農地を譲渡するために申請されました。なお、今回の申請にあたって譲受人の農機具置場が未届けだったので併せて届出されました。その他の農地は適正に管理されており、必要な農機具も所有されています。 番号2、譲受人は、譲渡人の所有する住宅を購入することになり、その際、隣接の畑も合わせて買い受けることになり申請されました。住宅の隣にあって菜園として最適な規模であり、自家用の季節野菜を栽培したいということです。申請時には分筆中でしたが、本日には分筆が間に合いましたので、分筆図と新地番をお知らせします。 番号3と4は関連がありますので一括して説明します。譲渡人は同じ人で、高齢になり農業経営を続けることが困難になったので、地区内の農家に農地を譲渡することにし、話がまとまったので申請されました。3番の譲受人は、申請地が自宅の向いにあり耕作に大変便利な

	ため譲り受けることになりました。4 番の譲受人は、地区内で営農の規模拡大を進めておられたので譲り受けることにしました。両譲受人とも、必要な農機具を所有し、農地を適正に管理されています。なお、3 番の譲受人の父が所有する農地に約 50 年前から宅地化した土地があることが判ったので、併せて非農地申請をされています 番号 5、譲渡人は、高齢になり農作業が困難になってきたため、近隣を耕作する譲受人に売却を申し出たところ話がまとまったので申請されました。譲受人は、必要な農機具等を所有しており、農地を適正に管理されています。 以上 5 件の申請については、農地法第 3 条第 2 項各号に規定する不許可の場合には該当せず、承認の要件を満たすものと考えます。 以上で、第 45 号議案の説明といたします。
議 長	内容の説明が終わりました。ただいまから審議を行いますが、何か意見はありませんか。
委 員	番号2の分筆された残りの部分は誰か耕作されているのですか。
事務局	誰が耕作しているのかは分かりませんが、耕作放棄地ではありません。今回の申請地は元々畑として利用されており、分筆された部分とは元々利用方法が異なっていました。今回この畑の部分のみを住宅と一緒に売買されたようです。車を置くなどして少し宅地化されていたようですが、今回畑に戻されて申請されました。
議 長	他にございませんか。
各委員	～意見なし～
議 長	意見がないようですので、採決いたします。 第45号議案「農地法第3条の規定による許可について」は、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
各委員	～全員挙手～
議 長	はい、全員挙手にて、第45号議案については、原案のとおり承認することに決定しました。 続きまして、第46号議案「農地法第5条の規定による許可について」を議題とします。議案の朗読をお願いします。
事務局	～第 46 号議案を朗読～
議 長	この件に関しまして、現地調査をお願いしておりますので、現地調査委員からの報告をお願いします。

現地調査委員	番号1は、***の北東約100mにあり、現場は宅地でありました。 番号2は、現滝野中学校周辺にあり、現場は田でありました。 番号3は、***の南約250mにあり、現場は営農型発電設備でありました。 以上、報告終わります。
議 長	続いて内容の説明をお願いします。
事務局	番号1の申請地は、***付で農地法第5条の転用許可が出ています。先月に隣の土地で同様の申請がありましたが、土地区画整理事業の本換地が済んでいないため、住宅購入者に所有権移転するために再度5条許可が必要なため申請されました。すでに***の許可により***に建売分譲住宅が完成しています。申請地は農業振興地域の農用地外の第3種農地で、土地改良区は決済済みです。 番号2の申請地は、滝野地域小中一貫校の予定地で、サブグラウンドとテニスコート、駐車場の一部、部室と倉庫、アフタースクールと小学校用グラウンドが計画されています。着工は来年の秋頃の予定ですが、都市計画法上の手続きの目途が立ったことから加東市長から申請が出されました。市町村が農地転用する場合、道路や水路は許可不要ですが、学校、市役所、病院などは転用許可が必要です。申請地は10月末に農業振興地域の農用地から除外されており、住宅及び事業の用に供する施設等が連たんしている区域内にある農地のため第3種農地で、土地改良区は区域外です。 番号3の借受人は、貸出人が代表を務める法人で、申請地に営農型発電設備を設置するための一時転用の申請です。***に許可を受けた3年間の一時転用期間が満了するため、営農型発電を継続するため再度申請されました。***は、土地所有者が榊のポット栽培をされています。***は、太陽光発電設備をビニールで囲われてビニールハウス型になっており、ミョウガを栽培されています。適切な営農の継続が必須条件ですので、毎年営農状況を報告していただいておりますが、榊はまだ育成中で出荷には至っていません。ミョウガのほうはかなり状態が悪く、これまで一度もともに収穫できていません。パトロールの度に指導し、何度か植え替えて作物の変更も検討されたそうですが、ミョウガで再度頑張るということで申請されています。お手元に営農計画書を配布していますのでご覧ください。許可の期間は3年間で、期間の満了後は撤去して農地に復元するか、延長する場合は、再度許可を受ける必要があります。 なお、申請地の内、ミョウガのほうは農業振興地域内の農用地ですが、営農型発電設備の一時転用であり、農業振興地域整備計画に支障がない旨の意見書を加東市から頂いています。榊のほうは除外地です。東播土地改良区は決済済みです。

	以上３件の転用申請につきましては、農地法第５条第２項各号に規定する不許可の場合には該当せず、承認の要件を満たすものと考えます。以上で、第４６号議案の説明とさせていただきます。
議 長	内容の説明が終わりました。ただいまから審議を行いますが、何か意見はありませんか。
委 員	ミョウガは状況報告書を提出されているのですか。
事務局	収穫されてもされなくても、毎年２月に状況報告書は提出していただいています。
委 員	もう栽培することができないのではないのでしょうか。収益を出せなければ取り消す等、条件をつけたほうがいいのではないのでしょうか。
事務局	許可を取り消すかどうかは県が決定します。農業委員会は「不許可相当」という意見を送ることは可能です。
委員	今回は許可して、出荷できなかつたら次の許可はしないという条件をつけたらいいと思います。
議 長	他にございませんか。
各委員	～意見なし～
議 長	意見がないようですので、採決いたします。 第４６号議案「農地法第５条の規定による許可について」は、原案のとおり許可相当という意見を付けて、県知事に送付することに賛成の方は、挙手をお願いします。
事務局	～全員挙手～
議 長	はい、全員挙手にて、本案を許可相当という意見を付けて県知事に送付します。 続きまして、第４７号議案「非農地証明願いの承認について」を議題とします。議案の朗読をお願いします。
事務局	～第４７号議案を朗読～
議 長	この件に関しまして、現地調査をお願いしておりますので、現地調査委員からの報告をお願いします。
現地調査委員	番号１は、***の北東約４５０ｍにあり、現場は宅地でありました。

	番号2は、***の北東約430mにあり、現場は宅地でありました。 番号3は、***の南西約150mにあり、現場は宅地でありました。 以上、報告終わります。
議 長	続いて、内容説明をお願いします。
事務局	番号1、昭和48年頃に申請者の亡父が農業用倉庫を設置しており、今年10月に3条申請された際に地目が農地のままであると判ったので、非農地申請されました。申請地は農業振興地域の農用地外で、土地改良区は決済済みです。 番号2、申請人の亡き祖父が昭和30年頃に物置を建て、それ以来農機具庫として利用してきましたが、このたび相続された申請人が土地建物を処分するにあたり地目が農地のままと判り、登記と現況を合わせるために申請されました。申請地は農業振興地域の農用地外で、土地改良区は決済済みです。 番号3、昭和49年に母屋を建て替えた時に敷地が狭かったので庭として使用するようになりましたが、平成19年に納屋を建築した際にその敷地の一部としてしまったそうです。このたび3条申請をするにあたって地目が農地のままであると判り、非農地申請されました。申請地は農業振興地域の農用地外で、土地改良区は決済済みです。 以上3件の申請地については、農地法第2条に規定する農地には該当せず、非農地の要件を満たすものと考えます。 以上で、第47号議案の説明とさせていただきます。
議 長	内容の説明が終わりました。ただいまから審議を行いますが、何か意見はありませんか。
各委員	～意見なし～
議 長	意見がないようですので、採決いたします。 第47号議案「非農地証明願いの承認について」は、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。
各委員	～全員挙手～
議 長	はい、全員挙手にて、第47号議案については、原案のとおり、承認することに決定しました。続きまして、第48号議案「農地法施行規則第29条（200㎡未満）の規定による確認について」を議題とします。議案の朗読をお願いします。
事務局	～第48号議案を朗読～
議 長	この件に関しまして、現地調査をお願いしておりますので、現地

	調査委員からの報告をお願いします。
現地調査委員	番号1は、***の南西約350mにあり、現場は雑種地でありました。 番号2は、***の南約250mにあり、現場は田でありました。 以上、報告終わります。
議 長	続いて、内容説明をお願いします。
事務局	番号1、届出者の自宅横の農地の一部で、平成30年に66㎡の農機具置場として申請された土地ですが、今回3条申請にあたって農機具置場を拡張されていることが判ったので再度届出をいただきました。200㎡未満の農業用施設は転用許可が不要ですが、農業委員会へ届出する必要がありますので、始末書を付けておられます。届出地は農業振興地域内の農用地外で、土地改良区は決済済みです。 番号2、届出地は、先月3条許可いただいた農地ですが、その一部に農作業で使うための休憩所、トイレ、農業用倉庫を設置したいという届出です。200㎡未満の農業用施設ですので、転用許可は不要です。届出地は、11月末に農業振興地域内の農用地から農業用施設用地に区分変更されており、土地改良区は決済済みです。 以上2件の届出については、「加東市農業委員会 農地法施行規則第29条第1項の規定による転用に関する要綱」に基づき提出されており、転用面積が200㎡未満の農業用施設ですので、受理の要件を満たしていると考えます。 以上で、第48号議案の説明とさせていただきます。
議 長	内容の説明が終わりました。ただいまから審議を行いますが、何か意見はありませんか。
各委員	～意見なし～
議 長	意見がないようですので、採決いたします。 第48号議案「農地法施行規則第29条（200㎡未満）の規定による確認について」は、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。
各委員	～全員挙手～
議 長	はい、全員挙手にて、第48号議案については、原案のとおり、承認することに決定しました。 続きまして、第49号議案「加東農業振興地域整備計画の変更（一般管理）に対する意見について」を議題とします。議案の朗読をお願いします。

事務局	～第49号議案を朗読～
議 長	続いて、内容説明をお願いします。
農政課	別冊の書類をご覧ください。 番号 1、P1 をご覧ください。公簿地目は畑ですが、現況地目は宅地です。今回の事業者は所有者ご本人です。実施する理由につきましては、事業者は、申出地の隣接地の住宅で生活していましたが、現在施設に入所しており、建物が空き地になっています。この度、***在住の方がこの建物を購入することになりました。申出地と合わせて売却しようとしたところ、農用地であることが判明したため、除外を申請されました。申出地の住宅は、農地法施行以前である昭和 39 年頃に建築したものであります。P4 の位置図、P5 の計画図をご覧ください。北東にある申出地に住宅敷地が一部はみ出しています。また北西側にある申出地につきましては、今後は駐車スペースとして利用されます。P6 に現況写真、P7 に昭和 38 年の航空写真を添付しておりますが、既に建っていることはこちらで分かります。 番号 2、P8 をご覧ください。公簿地目は、山林、雑種地、畑です。事業者は所有者のお子さんとお孫さんです。施設の概要は分家住宅です。事業者は、***のアパートで、妻と子の 3 人で生活しておりましたが、両親に育児を手伝ってもらうことや親の農業を手伝うために、令和 5 年 3 月頃に実家へ引っ越しされました。しかし実家では祖母も生活しておりまして、子が成長するにつれて住宅が手狭になることから、このたび実家の近くに分家住宅を建築するものでございます。そこで実家から半径 100m の範囲で用地選定を行いましたが、農用地以外に条件に合致する用地がないため、当該地の除外を申し出ておられます。農地法 5 条の許可後すぐの実施を予定しております。P11 の位置図をご覧ください。真ん中の紫色の土地がございまして、こちらが今回の事業者の実家です。ご実家の南側の赤色の土地が申出地の 3 筆です。P12 に計画図、P13 に現況写真をつけております。 番号 3、P14 をご覧ください。公簿地目は畑、現況地目は宅地です。事業者は土地所有者のお子さんです、施設の概要につきましては、農家住宅です。事業者は申出地の隣接地にお住まいの約 12a の農地を耕作している農家です。昭和 42 年頃に住宅を建築し、平成 4 年頃にその住宅を同じ敷地内の北側に移転し空いている場所に新たな住宅を建築しました。今回、子の分家住宅を建築することとなり、土地の調査を行ったところ、移転した建物が申出地にはみ出していることが判明しましたが、農振除外の要件を満たしていると認められたため、当該地の除外を申し出ました。P17 地図をご覧ください。こちらは分家住宅の土地と同じ土地となっておりまして、紫色のところは今回の事業者のご自宅です。そのご自宅の西側に赤色の箇所が、今回の除外の申出地です。P18 の計画図で、移転した建物がはみだしている

ことが分かります。

番号 4、P20 をご覧ください。公簿地目は田、現況地目は畑と田になっています。事業者は土地の所有者のお孫さんです。事業者は現在、***のアパートで夫と 2 人で生活していますが、今後の育児や親の介護を見据えて、地元で生活することを考えていますが、実家には両親と祖父母が生活しており手狭であるため、このたび、実家近くに分家住宅を建築することになりました。実家から半径 100m の範囲で用地選定を行ったが、農用地以外に条件に合致する土地がないため、当該地の除外を申し出ました。農地法 5 条許可後すぐに実施予定です。P23 の位置図で、紫色の箇所がご実家で、赤い箇所が今回の申出地です。P24 に配置図、P25 に住宅の平面図、P26 に土地の現況写真をつけております。

番号 5、P27 をご覧ください。公簿地目は田、現況地目は宅地です。事業者は所有者ご本人です。事業者は申出地の隣接地で生活しており、申出者の父が昭和 57 年頃に住宅と一体の敷地として倉庫を建築しました。今回、子の分家住宅を建築することになり、土地の調査を行ったところ、建築した倉庫が農用地であることが判明したが、農振除外の要件を満たしていると認められたため、当該地の除外を申し出られました。P30 の位置図の紫色の土地がご自宅、その東側の赤色の土地が、倉庫が建っている今回の除外の申出地です。P31 の計画図で実際に現在の倉庫が建っていることは確認できます。P32 に現況写真をつけております。

番号 6、P33 をご覧ください。公簿地目、現況地目ともに田です。事業者は土地の所有者本人です。事業者は申出地の隣接地に令和 6 年末に***の開業を考えておられます。それに伴い、***の近くにお客様用の駐車場 7 台分が必要です。そこで***から半径 50 m の範囲で用地選定理由を行いました。農用地以外に合致する用地がないため、当該地の除外を申し出られました。P36 の位置図の紫色の土地は予定地で、国道沿いの赤色の土地が今回の除外申出地です。P37 の計画図、P38 に現況写真をつけております。

番号 7、P39 をご覧ください。公簿地目、現況地目ともに田です。事業者は土地の所有者のお子さんで住宅を建築されます。事業者は現在***のアパートで妻と 2 人で生活していますが、祖母は要介護認定者であり、両親と事業者夫婦で祖母の介護をするために、実家近くに引っ越す必要があるとのこと。今後お子さんが誕生された際には両親と祖母が生活している家では手狭になるため、今回実家近くに分家住宅を建築されるとのことです。半径 100m の範囲で用地選定を行いました。農用地以外に条件に合致する土地がないため、当該地の除外を申し出されました。実施時期につきましては、令和 6 年 4 月頃予定されております。P42 の位置図の紫色の土地がご実家で、その東側が今回の分家住宅の予定地です。P43 の計画図に配置図、P44 に平面図、P45 に現況写真をつけております。

番号 8、P46 をご覧ください。事業者は今回の土地の所有者ご本人

	です。事業者は***を営まれています。現在の事務所は、先祖代々から住宅としていた建物の一部を利用していますが、老朽化により雨漏りをしているため、現在の作業所に事務所を移転させることになりました。事務所と住宅を別にしたい意向もあることから、新たな作業所が必要となりました。新たな事業所から半径100mの範囲で用地選定理由を行ったが、農用地以外に条件に合致する用地がないため、当該地の除外を申し出ました。P49の位置図の紫色の土地が新たな事務所となっております、南側が今回の除外の申出地となっております。P50に現状の計画図面をつけております。北側には住宅、農業用倉庫内に事務所があります。P51にその計画の配置図と作業所の平面図をつけております。この配置図のとおり、一番北側にあった事務所を真ん中にずらしまして、作業所を今回の申出地に建てる計画となっております。P52に現況写真をつけております。
議 長	内容の説明が終わりました。ただいまから審議を行いますが、何か意見はありませんか。
委 員	番号7は、分家住宅で転用面積が635㎡もありますが、500㎡以上でもよいのですか。
事務局	調整区域では500㎡未満の条件があるのですが、非線引き区域ですので、分家住宅や農家住宅の面積の縛りはありません。
委 員	昭和57年頃に倉庫が建っているということですが、除外後は非農地証明でしょうか。
事務局	除外されれば、20年前からの建物と証明できれば非農地申請できます。
議 長	はい。他にございませんか。
各委員	～意見なし～
議 長	意見がないようですので、採決いたします。 第49号議案「加東農業振興地域整備計画の変更（一般管理）に対する意見について」は、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。
各委員	～全員挙手～
議 長	はい、全員挙手にて、第49号議案については、原案のとおり承認することに決定しました。

	続きまして、第50号議案「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。議案の朗読をお願いします。
事務局	～第50号議案を朗読～
議 長	続いて、内容説明をお願いします。
事務局	P9の1、2番は、賃貸借権の新規設定です。3番からP10の16番は、賃貸借権の更新です。P10の17番からP11の21番までが、使用貸借権の新規です。P11の22番からP13の32番までが、使用貸借権の更新です。全体がP8の集計表です。賃貸借権の設定が16件、27筆、34,923㎡、使用貸借権の設定が16件、36筆、50,502㎡で、合計32件、63筆、85,425㎡に利用権が設定され、12月28日に公告される予定です。 以上で、第50号議案の説明とさせていただきます。
議 長	内容の説明が終わりました。ただいまから審議を行いますが、何か意見はありませんか。
委 員	農政課の地域計画で、もう利用権は出さなくていいという話を聞いたのですが。
事務局	法律上は廃止されたのですが、いきなり廃止されると皆さん困るでしょうから、2年間は使ってもいいということになっています。令和6年度末までは、個人同士で利用権設定しようと思えば出来ます。ただ、地域計画で地区ごとに担い手を指定して集積していくということが新しい法律の目的ですので、地域計画が完成すれば、県の中間管理機構の利用権を設定することになります。それでも、地域計画で決まっている担い手には貸したくないとか、この農地はどうしてもこの人にやってもらいたいとかいう場合、利用権は令和7年4月にはなくなってしまうので、農地法3条の貸借権を設定していただくか、闇小作するかのいずれかになります。闇小作の場合は、何かトラブルがあった時に小作の権利が保護されないということと、軽油の免税を申請した際に耕作面積に反映されません。できるだけ闇小作ではなく、地域計画による中間管理の利用権を使われるか農地法3条による貸借をすべきです。
委 員	地域計画区域内外で、申請の方法が異なると支障もでてくるのではないのでしょうか。
事務局	農地法3条申請の許可では、地域計画上支障がないということも農業委員会で判断します。計画策定後も随時、担い手の増減や、地域計画区域の線引きも見直されると思いますので、臨機応変に対応

	するしかないと思います。
議 長	他に意見がございませんか。
各委員	～意見なし～
議 長	意見がないようですので、採決いたします。 第50号議案「農用地利用集積計画の決定について」は、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。
各委員	～全員挙手～
議 長	はい、全員挙手にて、第50号議案については、原案のとおり、承認することに決定しました。 続きまして、報告事項に入ります。 報告第 17 号「市街化区域内の農地法第 5 条の届出について」事務局より朗読をお願いします。
事務局	～報告第 17 号を朗読～
議 長	続いて、内容の説明をお願いします。
事務局	番号 1、農地を露天資材置場にする届出を受理しました。この届出については添付書類等完備していましたので、専決処理により、11 月 24 日付で受理通知書を交付しました。 番号 2、農地を一般住宅にする届出を受理しました。この届出については添付書類等完備していましたので、専決処理により、11 月 14 日付で受理通知書を交付しました。 以上で、報告第 17 号のご説明といたします。
議 長	内容説明は終わりました。届出書等については完備されておりますので、報告書のとおり専決処分の報告といたします。 続いて、報告第 18 号「農地の貸借の合意解約通知について」を事務局より朗読をお願いします。
事務局	～報告第 18 号を朗読～
議 長	続いて、内容説明をお願いします。
事務局	1 番は、双方合意により無条件で利用権の賃貸借を解約し、解約後は自作されます。 2、3 番は、双方合意により無条件で戦前からの権利不明小作を解約し、解約後は借人を変更されます。

	4 番は、双方合意により無条件で利用権の使用貸借を解約し、解約後は貸人が自作されます。 5 番は、双方合意により無条件で利用権の賃貸借を解約し、解約後は、借人を変更されます。 6、7 番は、双方合意により無条件で利用権の使用貸借を解約し、解約後は、耕作者を変更されます。 8、9、10 番は、双方合意により無条件で利用権の賃貸借を解約し、解約後は、耕作者を変更されます。 11、12 番は、双方合意により無条件で利用権の賃貸借権を解約し、解約後は、農地中間管理事業を利用されます。 13、14 番は、双方合意により無条件で利用権の使用貸借権を解約し、解約後は、所有者が自作されます。 15 番は、双方合意により無条件で利用権の賃貸借権を解約し、解約後は、耕作者を変更されます。 16 番は、双方合意により無条件で利用権の使用貸借権を解約し、解約後は、第45号議案の1番で許可いただいたとおり売却されます。 17 番は、双方合意により無条件で利用権の使用貸借権を解約し、解約後は、***として***に売却されます。 以上で、報告第18号の説明といたします。
議 長	内容の説明が終わりました。通知書等については完備されておりますので、報告書のとおり専決処分の報告とします。 以上で本日の議案は、全て終了いたしました。慎重に審議を賜り、ありがとうございました。次に「その他」に入ります。事務局からの提案があれば、説明をお願いします。
事務局	農地パトロールの結果の件です。集計しましたところ、約11ha程あり、昨年より少し増えています。指導文書の事前確認のため遅れており、昨日から順次発送しています。申し訳ございません。送付後に、草刈済み等の連絡などがくることがあります。現に今日の現地確認でも草が刈られている農地が見受けられました。そういう農地を整理したら、昨年並みの数字になるのではないかと思います。また年末年始などで、近隣できれいになった農地などありましたら事務局へご連絡をお願いします。 今週から、新しい農業委員さんの募集の受付を始めており、既に提出いただいている地区もありますが、認定農業者さんを最低でも4人ほどは確保しないと法律に違反してしまうので、そのあたりが区長さんも苦勞しておられます。現在の認定農業者さん本人でしたら一番いいのですが、そのご家族ですとか、以前の認定農業者さんですとか、農業法人の執行役員でも構いません。農業委員の仕事についての問い合わせも多々あります。これからの年末年始や初参会などで候補者を決められる地区が多いと思いますので、聞かれたら

	アドバイスをよろしくお願いします。 事務局からは、以上です。
議 長	説明が終わりました。何かご質問等はありませんか。
各委員	～質問なし～
議 長	本日はありがとうございました。 これをもちまして、令和5年度第9回総会12月定例会を閉会いたします。

会議のてん末を記して、相違ないことを認め、署名をいたします。

議 長 國井 久明

議事録署名委員 中山 喜作

議事録署名委員 岸本 光